

稲城市公告第28号

特定事業構想に関する見解書について

稲城市まちづくり条例（令和7年条例第1号）第32条第1項の規定による特定事業構想に関する見解書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年9月30日

稲城市長 高 橋 勝 浩

1 事業名称

レ・ミュー長峰開発行為

2 事業地

稲城市大字坂浜字三十九号3079番1外

3 公表場所及び時間

(1) 稲城市ウェブページ

終日

(2) 東京都稲城市東長沼2111番地

稲城市都市建設部まちづくり計画課

午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始の閉庁日を除く。）